

## 群馬大学大学院理工学府教授会規程

平成 25. 4. 1 制定

改正 平成 26. 4. 1 平成 27. 4. 1

令和元. 11. 13 令和 3. 4. 1

令和 7. 4. 1

### (趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学教授会規則（平成16年4月1日制定）に基づき、群馬大学大学院理工学府教授会（以下「教授会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

### (組 織)

第2条 教授会は、理工学府の主担当を命ぜられた教授（以下「構成員」という。）をもって組織する。

2 教授会は、理工学府における学位論文の作成等に対する指導を担当する教授を構成員に加えることができる。

### (審議事項)

第3条 教授会は、群馬大学教授会規則第3条第1項の規定に基づき、次の事項について審議する。

- (1) 学生の入学及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 大学教員の教育研究業績等の審査に関する事項
- (4) 群馬大学学則第50条第3号に規定する除籍に関する事項
- (5) 博士後期課程への進学に関する事項

2 前項に掲げるもののほか、群馬大学教授会規則第3条第2項の規定に基づき、次の事項を審議する。

- (1) 学府の教育課程の編成に関する事項
- (2) 学生の懲戒に関する事項
- (3) 学府に係る規程等の制定及び改廃に関する事項
- (4) その他学府の教育研究に関する事項

### (議 長)

第4条 教授会に議長を置き、学府長をもって充てる。

2 議長は、教授会を主宰する。

3 議長に事故あるときは、副学府長又はあらかじめ学府長が指名した教授がその職務を代行する。

(会議の開催)

第5条 教授会は、原則として毎月1回定期的に開催する。

2 議長が必要と認めたときは、教授会を臨時に招集することができる。

(議題の通知)

第6条 議長は、教授会招集に先立ち、あらかじめ議題を全構成員に通知するものとする。

(会議の成立)

第7条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ成立しない。ただし、海外旅行中及び休職中の構成員はこの数に算入しない。

(議決の方法)

第8条 教授会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、第3条第1項第2号の議事は、出席した構成員の3分の2以上の、第3条第1項第3号の議事は、出席した構成員の4分の3以上の賛成によって決する。

(構成員以外の者の出席)

第9条 教授会が必要と認めたときは、構成員以外の学府及び学部の教職員を出席させることができる。ただし、議決に加えない。

(事務)

第10条 教授会の事務は、副課長及び庶務係において処理する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学府長が行う。

附 則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。